

令和3年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等				
				総枚数	開示	一部開示	非開示	存在	存否	応答	拒否	1	2	3	4	5			6	7	8	9
												号	号	号	号	号			号	号	号	号
1	R3.2.5	R3.4.6	(1) 霞ヶ丘競技場の建替えについて（〇〇代議士と情報交換） (2) 神宮外苑の再整備について																	東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第18条第2項の規定に基づき、当該公文書は、インターネットにより公表を行っている情報と同一の情報が記載されているものであるため	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	
2	R3.2.5	R3.4.6	(1) 国立霞ヶ丘競技場周辺整備イメージ (2) 神宮外苑の再整備（案） (3) 平成24年5月15日付神宮外苑地区の再整備に係る報告について (4) 平成24年5月17日付〇〇への相談状況（聞き取り） (5) 〇〇訪問その2（神宮外苑の再整備）	※	1						1	1		1	1				(7条2号) 個人の役職及び氏名は、公にすることにより、特定の個人を識別することができるため (7条3号) 作成者として記載されている法人名は誤ったものであり、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、神宮外苑の再整備に関する情報は、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業運営が損なわれると認められるため。さらに、関係者の発言内容等は、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものであるため。 (7条5号) 神宮外苑の再整備に関する情報は、都の機関及び独立行政法人等の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。また、関係権利者や関係者の発言内容は、都の機関の内部における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため (7条6号) 神宮外苑の再整備に関する情報は、関係権利者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、関係権利者の事業活動に関与するため、公にすることにより、関係権利者が関係者の信頼を失うなど、関係権利者の事業運営が損なわれること、関係権利者と都との信頼関係も損なわれることから、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため。また、関係権利者名は、関係権利者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、関係権利者と都との信頼関係も損なわれ、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。加えて、関係者権利者や関係者の発言内容は、関係権利者その他の関係者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、関係権利者その他の関係者の事業運営等が損なわれる情報であることから、関係権利者その他の関係者と都との信頼関係も損なわれ、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課		
3	R3.2.5	R3.4.6	(1) 平成24年10月2日付け東京都に対する新国立競技場の建替計画に関する確認事項 (2) 新国立競技場の建替え計画に関する確認事項について (3) 平成28年1月7日付け新宿区霞ヶ丘町付近への移転について（回答）																東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第18条第2項の規定に基づき、当該公文書は、インターネットにより公表を行っている情報と同一の情報が記載されているものであるため	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課		
4	R3.2.5	R3.4.6	(1) 平成27年2月25日付け岸記念体育会館の神宮外苑地区への移転に向けた今後の進め方 (2) 想定スケジュール (3) 平成29年1月31日付け新宿区霞ヶ丘町付近への移転に係る仮換地の売却等について（通知）	※	1														—	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課		
5	R3.2.5	R3.4.6	(1) 平成27年12月22日付第27回体協総務発第235号新宿区霞ヶ丘町付近への移転について（要望） (2) 平成28年12月22日付第28回体協総務発第206号新宿区霞ヶ丘町付近への移転に係る仮換地予定地の売却等について（依頼） (3) 平成29年2月3日付第28回体協総務発第227号新宿区霞ヶ丘町付近への移転に係る仮換地の売却等について（回答）	※	1						1								印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課		

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分									非開示理由等	所管局部課等				
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号			6号	7号	8号	9号
6	R3. 2. 5	R3. 4. 6	(1) 平成24年4月6日付〇〇との面談メモ（聞き取り） (2) 平成24年7月25日付岸記念体育会館の建替えについて打合せ（〇〇、都市整備局）（記録） (3) 平成25年11月26日付東京都都市整備局に対する確認項目メモ (4) 〇〇・〇〇・〇〇の3者整備について (5) 平成26年3月27日付新国立競技場の建設に伴う新事務所棟の整備について（依頼）	※	1					1	1	1		1				(7条2号)個人の役職及び氏名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため (7条3号)〇〇に係る個人の役職及び氏名、会館建替えに係る〇〇の検討経緯に関する情報、スポーツ関連の団体に関する情報、個人の見解に係る発言内容、〇〇再開発計画等は、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営が損なわれると認められるため (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため (7条6号) 個人の役職及び氏名、スポーツ関連の団体に関する情報、個人の見解に係る発言内容は、関係権利者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、関係権利者の事業活動に関わるため、公にすることにより、関係権利者が関係者の信頼を失うなど、関係権利者の事業運営が損なわれることで、関係権利者と都との信頼関係も損なわれることから、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため。また、〇〇の再開発計画について等は、関係権利者の同意等を得ながら都が行うまちづくりに関する情報であって、公にすることにより、関係権利者と都との信頼関係が損なわれ、今後の同意協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
7	R3. 3. 26	R3. 4. 8	都市計画鉄道第10号線本線 調布市若葉町1丁目付近都市計画図（平成14年東京都告示第127号）	1	1													—	都市整備局都市基盤部交通企画課
8	R3. 4. 7	R3. 4. 12	東京都市計画河川神田川計画図 （住所：東京都新宿区高田馬場〇—〇〇）	1	1													—	都市整備局都市基盤部調整課
9	R3. 4. 6	R3. 4. 14	令和3年度定期購読図書年間登録一覧表	9	1													—	都市整備局総務部総務課
10	R3. 4. 1	R3. 4. 14	建設業許可業者一覧（東京都知事許可 令和3年3月31日現在）	※	1													—	都市整備局市街地建築部建設業課
11	R3. 4. 2	R3. 4. 14	建設業許可業者一覧（東京都知事許可 令和3年3月31日現在）	※	1													—	都市整備局市街地建築部建設業課
12	R3. 4. 1	R3. 4. 15	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 (1) 平成29年10月31日受付 変更届出書(専任技術者)（閲覧対象部分に限る）	2	1						1							印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
13	R3. 4. 2	R3. 4. 16	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社に関する以下の書類 (1) 平成28年9月15日受付 建設業許可申請書 一式（閲覧対象部分に限る） (2) 平成29年6月26日受付 第30期 決算変更届出書 一式（閲覧対象部分に限る）	34	1						1							印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
14	R3. 4. 2	R3. 4. 16	東京都建設業許可台帳（東京都知事許可 令和3年4月2日現在）	※	1													—	都市整備局市街地建築部建設業課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分										非開示理由等	所管局部課等				
					開示	一部開示	非開示	存在	存否応答拒否	(根拠規定) 条例7条										
										1号	2号	3号	4号	5号			6号	7号	8号	9号
15	R3.4.7	R3.4.16	標識設置届の添付書類 平成31年度 第91号、第92号、第93号及び第94号 ① 当初受付した案内図、標識設置位置図及び写真(令和2年2月6日受付) ② 変更時に受付した写真(令和2年11月26日受付)	14	1														都市整備局市街地建築部調整課	
16	R3.4.7	R3.4.16	① 標識設置届 平成31年度 第91号、第92号、第93号及び第94号 当初受付日 令和2年2月6日 ② 標識設置届受付簿 平成31年度(令和元年度)																都市整備局市街地建築部調整課	
17	R3.4.5	R3.4.19	1 小松川テクノタウン街区の市街地再開発事業に係る保留床の譲渡代金に関し長期分納方式が適用されている債務者に係る次の文書 (1) 令和3年度上期「分納計画書」及び「分割支払承認書」(起案文書を含む。) (2) 債務者から提出された上記(1)の書類に係る最新の疎明資料 2 第二市街地整備事務所の以下の職員の旅費請求内訳書(令和3年3月1日から同月31日まで分) (1) ○○ ○○ (2) ○○ ○○ (3) ○○ ○○	170	1				1	1	1								都市整備局第二市街地整備事務所管理課	
18	R3.4.6	R3.4.20	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 令和3年4月6日現在)	※	1														都市整備局市街地建築部建設業課	
19	R3.4.12	R3.4.20	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 令和3年4月12日現在)	※	1														都市整備局市街地建築部建設業課	
20	R3.4.13	R3.4.20	平成26年議案第○○号に係る東京都国立市○○三丁目○○番○○における建築基準法旧法第43条第1項ただし書き許可に関する現況図・協定図・道に関する協定書及び道に関する協定承諾書(東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	3	1														都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課	
21	R3.2.26	R3.4.21	令和元年度 東京における航空機能に関する調査委託(その2) 報告書(令和2年2月)	93	1														都市整備局都市基礎部交通企画課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分										非開示理由等	所管局部課等				
					開示	一部開示	非開示	存在	存否応答拒否	(根拠規定) 条例7条										
										1号	2号	3号	4号	5号			6号	7号	8号	9号
22	R3. 2. 26	R3. 4. 21	(1) 平成27年度 東京における航空機能に関する調査委託 (その2) 報告書 (平成28年3月) (2) 平成28年度 東京における航空機能に関する調査委託 (その4) 報告書 (平成29年3月) (3) 平成28年度 東京における航空機能に関する調査委託 (その5) 報告書 (平成29年3月) (4) 平成29年度 東京における航空機能に関する調査委託報告書 (平成30年3月) (5) 平成29年度 東京における航空機能に関する調査委託 (その2) 報告書 (平成30年2月) (6) 平成30年度 東京における航空機能に関する調査委託 (その2) 報告書 (平成31年2月)	504	1													(7条2号) 顔貌は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条5号) 飛行経路等の検討に関する情報は、都の機関の内部における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため	都市整備局都市基盤部交通企画課	
23	R3. 4. 14	R3. 4. 21	建築計画概要書 平成14年度第1828号	4	1													—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課	
24	R3. 4. 19	R3. 4. 21	平成20年議案第〇〇号に係る東京都国立市〇〇三丁目〇〇番〇〇における建築基準法旧法第43条第1項ただし書き許可に関する協定図・道に関する協定書及び道に関する協定承諾書 (東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	2	1													—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課	
25	R3. 4. 19	R3. 4. 22	平成29年議案第〇〇及び〇〇号に係る東京都国立市〇〇二丁目〇〇番〇〇、(〇〇番〇〇、〇〇番〇〇)の一部における建築基準法旧法第43条第1項ただし書き許可に関する協定図・道に関する協定書及び道に関する協定承諾書 (東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	2	1													—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課	
26	R3. 4. 23	R3. 4. 26	東京都市計画河川神田川計画図 (住所：東京都新宿区高田馬場〇-〇〇)	1	1													—	都市整備局都市基盤部調整課	
27	R3. 4. 15	R3. 4. 27	狛江市〇〇二丁目〇〇番〇〇他における建築基準法旧法第43条第1項ただし書き許可に関する現況図 (東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。)	1	1													—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課	
28	R3. 4. 23	R3. 4. 27	建築計画概要書 平成13年度第1828号	4	1													—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課	
29	R3. 4. 14	R3. 4. 28	別添登記情報及び登記簿謄本写しの〇〇株式会社 (葛飾区〇〇一丁目〇〇番〇〇号一松戸市〇〇〇〇番地〇〇一松戸市〇〇〇〇番地〇〇) 及び〇〇株式会社 (松戸市〇〇〇〇番地〇〇一松戸市〇〇〇〇番地〇〇一松戸市〇〇〇〇番地〇〇一松戸市〇〇〇〇番地〇〇) 両社それぞれについて、次のすべての文書 ①各会社設立当時から昭和60年頃まで、建設業許可を得ていた、又は建設業許可がなかったことがわかる文書。ただし、登録制であった期間は当該登録の有無がわかる文書 ②各会社設立当時から昭和60年頃まで、①の他、建設業に関するその他の情報が記載された文書。															1	当該公文書は、実施機関では作成しておらず、存在しない。	都市整備局市街地建設部建設課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分									非開示理由等	所管局部課等				
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号			5号	6号	7号	8号
30	R3. 4. 27	R3. 4. 28	建築計画概要書 平成15年度第1746号 平成15年度第4630号	8	1													—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
31	R3. 4. 15	R3. 4. 28	〇〇公園（仮）北部に建設予定の〇〇施設が建築基準法でいう「博物館またはこれに類するもの」との概念に位置付けた根拠。および「類するもの」の範囲と基準がわかる資料						1									実施機関では、当該公文書を作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局市街地建築部建築指導課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。